

改 正 後	現 行
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 会員 (対象者) 第5条 本会の会員（以下「会員」という。）となる対象者は、第3条で定める区域に事業所を有する食品関連事業者で、次の各号全てに該当する者とする。 (1) 本会の目的に賛同し、本会の活動に協力しようとする者であること (2) 「近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領」（令和7年5月27日付 7近経第343号近畿農政局長）を遵守する者であること (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと	第2章 会員 (対象者) 第5条 本会の会員（以下「会員」という。）となる対象者は、第3条で定める区域に事業所を有する食品関連事業者で、次の各号全てに該当する者とする。 (1) 本会の目的に賛同し、本会の活動に協力しようとする者であること (2) 「近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領」（令和7年5月27日付 7近経第343号近畿農政局長）を遵守する者であること (3) <u>近畿農政局ホームページ等において、組織の名称、業種等を会員として公表さ れることを了承する者であること</u> (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
第6条 (略) (入会) 第7条 本会に入会しようとする者は、別記様式第1号の入会申請書を事務局へ提出し、事務局の確認を受けるものとする。事務局は原則として協議会の会員名簿を近畿農政局ホームページに掲載するが、会員の希望がある場合は、当該会員の名称を非公開とすることができる。 <u>ただし、協議会会員には会員名簿を共有するものとする。</u>	第6条 (略) (入会) 第7条 本会に入会しようとする者は、別記様式第1号の入会申請書を事務局へ提出し、事務局が協議会の会員として近畿農政局ホームページに名簿を掲載したことをもって会員となったものとする。
第8条、第9条 (略)	第8条、第9条 (略)
第3章 (略) 附 則 この規約は、令和7年5月27日から施行する。 <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u>	第3章 (略) 附 則 この規約は、令和7年5月27日から施行する。

別記様式第1号		年 月 日	別記様式第1号		年 月 日
近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛		住所	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛		住所
		組織名			組織名
		代表者名			代表者名
近畿未利用食品活用協議会入会申請書					
近畿未利用食品活用協議会につきまして、入会申請します。					
住所	〒				
組織名					
担当者 (部署、役職、氏名)	部署 :				
	役職 :				
	氏名 :				
担当者連絡先 (電話番号、アドレス)	電話 :				
	アドレス :				
その他 (組織のホームページ等)	URL :				
組織名の公表	<u>組織名の非公表を希望する場合はチェック☑してください。</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>非公開を希望</u> <input type="checkbox"/>				
添付書類	1 定款 2 役員名簿 3 組織概要 (組織図、事業内容が確認できるもの等) 4 財務諸表 <u>※組織のホームページ等で確認可能な場合は提出を省略できる。</u>				
添付書類	1 定款 2 役員名簿 3 組織概要 (組織図、事業内容が確認できるもの等) 4 財務諸表				